

令和8年度飯島町地域公共交通計画策定に資する基礎資料作成業務委託 仕様書

1 業務委託の名称

令和8年度飯島町地域公共交通計画策定に資する基礎資料作成業務委託

2 業務の目的

飯島町地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）では、「飯島町地域公共交通計画」（以下「本計画」という。）を令和8年度から令和9年度にかけて策定を予定している。

飯島町地域公共交通計画策定に資する基礎資料作成業務（以下「本業務」という。）は、その1年目となる調査検討を行うとともに、地域の実情にあった有効かつ実現可能な地域公共交通網再編の具現化を検討することを目的とする。

3 業務の背景

モータリゼーションの進展や人口減少などによって、地域公共交通の利用者は減少傾向にあり、交通事業者の独立採算では維持することが困難となっている。一方、高齢化の進展によって、免許返納後の移動手段が求められるなど、地域公共交通の必要性は高まっている。住民ニーズを反映した実効性のある施策を行い、地域全体で移動手段を確保する体制を築くことが、喫緊の課題となっている。

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 業務内容

本業務は、以下の主要施策を実施する。

(1) 計画準備

本業務に必要な資料の収集、工程の確認等の準備を行う。

(2) 地域公共交通に関する基礎調査

1. 町の現状把握

飯島町の主要施設の立地、人口構造や分布状況等の整理を行い、地域特性の把握を行う。

2. 地域公共交通の現状把握

地域公共交通の運行状況、人流データ等のデータ集計、整理によって、飯島町の地域公共交通の現状把握を行う。

3. 利用実態調査

地域公共交通の利用状況、また各種行政支援（福祉・教育分野等）のデータ分析を行い、飯島町の地域公共交通の利用実態を把握する。

4. 利用者の移動特性やニーズの把握

町民アンケート調査、及び地域公共交通利用者アンケート調査などを行い、利用者の移動特性やニーズを把握する。

なお、アンケート調査にあたっては、紙の配布や WEB 等を活用するアンケートに併せ、飯島町の地域公共交通を実際に利用する、また福祉施設等への訪問をする等による対面での聞き取り調査を行う。

上記アンケート調査対象の抽出方法や設問内容等は、発注者との協議により決定する。

5. 運行事業者に対するヒアリング

飯島町の交通事業者（鉄道、バス、タクシー）にヒアリングを行い、各団体の地域公共交通に対するニーズや考え方を整理する。

(3) 上位関連計画での位置づけ等の整理

県ならびに町の上位関連計画における対象区域の役割、位置づけ等について整理する。なお、令和8年3月31日公表の都市計画マスタープラン（改定）、立地適正化計画も併せて整理し、本計画と整合を図ること。

(4) 地域公共交通における現状・問題点・課題の整理

前述まで整理した地域公共交通の現状等及び上位計画での位置づけを踏まえ、地域公共交通における現状・問題点・課題等を整理すること。

(5) 協議会の運営支援

本計画の策定に関する協議会の開催、資料作成等の支援を行う。

また、会議に出席し、運営を支援するとともに、会議録（概要録）の作成を行う。

(6) その他

その他、必要な提案を行うこと。

6 業務管理

本業務を遂行するに当たり、適切なスケジュール管理、課題管理等を実施すること。

7 スケジュール

想定スケジュールは、以下のとおりとする。

年 月	業 務 内 容
令和8年6月	契約、第1回目協議会：住民アンケート、交通事業者ヒアリング準備
令和8年8月～12月	住民アンケート、交通事業者ヒアリング実施、地域公共交通の役割と課題の抽出
令和8年2月	第2回目協議会：住民アンケート、交通事業者ヒアリング結果報告、地域公共交通の役割と課題の抽出

8 実施体制

受注者において、下記のとおり実施体制を構築すること。

(1) 本業務に従事する者のうちから、協議会との情報共有、進捗・課題管理を行う業務リーダー1名を選任すること。

(2) 本業務に従事する者について、適切に役割分担を行い、繁忙期への対応等に支障のない体制をとること。

(3) 定期的に担当部署との打合せ等を実施すること。

9 提出物

本業務に係る提出物は、以下のとおりとする。特に指定がない限り、紙媒体1部および電子データで提出すること。

(1) 本業務の実施体制が分かる資料

業務リーダーや各業務についてメンバーの役割を明記することとし、委託契約締結後、速やかに提出すること。

(2) 実施計画書

委託契約締結後、速やかに提出すること。

(3) 実績報告書

本業務完了後、実績報告書としてまとめて報告すること。

(4) その他本業務の実施に当たり、協議会が必要と認めるもの。

10 損害補償

受注者は、本業務実施中に協議会および第三者に損害を与えた場合は必要な措置を講ずるとともに、速やかに協議会に状況を報告し、損害補償等があった場合には、受注者において一切の処理を行うこととする。

11 契約の解除

協議会は、本業務の完了が困難であると判断した場合は、契約を解除できるものとする。

12 再委託

本業務の実施に当たり、再委託が必要となる場合は事前に協議会の承認を得ること。ただし、当該業務における過半の再委託は認めない。

13 機密保持

(1) 受注者は、本業務の実施により、知り得た情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、または解除された後も同様の義務を負う。

(2) 受注者は、協議会から提供された資料等を厳重に取り扱うものとし、本業務の目的以外のために利用（複写および加工を含む）し、または第三者に提供してはならない。

(3) 受注者は、本業務完了後、速やかに協議会から提供された資料等を返還すること。ただし、協議会が承諾した場合はこの限りではない。

14 その他

受注者において本業務の実施に関し疑義が生じた場合は、担当部署と協議を行い、指示を仰ぐこと。

15 本業務に関する担当部署

〒399-3797 長野県上伊那郡飯島町飯島 2537 番地

飯島町企画政策課企画係内

飯島町地域公共交通協議会事務局

TEL:0265-86-3111 FAX:0265-86-4395

E-mail:kikaku@town.iijima.lg.jp